

23 監 第 9 0 号

平成23年8月11日

社団法人 長崎県建設業協会
会長 谷村 隆三 様

長崎県土木部長 村井 禎美



東日本大震災の被災地におけるボランティア活動に係る
休暇制度の整備及び活用促進について

県政の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

また、この度の東日本大震災に関しましては、貴団体及び傘下企業・団体の復旧・復興支援へ向けてのご尽力に対し、心から敬意を表します。

さて、東日本大震災の被災地におきましては、災害の発生以来多数のボランティアの方々が、被災家屋の泥かき、畳上げ、家具の搬出、また避難所における物資の仕分けなど多様な活動をおこない、被災地の生活支援に大きな役割を果たしています。これからも本格的な復興に向け、ボランティア活動の対象範囲は拡大し、かつ多様化することが見込まれており、息の長い支援が必要となります。

県としましても、(財)県民ボランティア振興基金及び長崎県社会福祉協議会と共同で、これまで3回災害ボランティアバスを運行し、60名の県民の方が、延べ220日の被災地におけるボランティア活動をおこないました。さらに、同振興基金では、県内の市町や団体などが災害ボランティアバスを運行するに際しての運行経費等に対する助成を始めたところです。

また、県職員については、国の取扱いに準じて東日本大震災におけるボランティア活動への職員の参加を容易にするため、ボランティア休暇の上限日数を5日から7日に引き上げる特例措置を講じています。

貴団体及び傘下企業・団体におかれましては、これまでも、地域活動、ボランティア活動等への参加を希望する従業員に対して、その参加が可能となるよう、特別な休暇の付与等についてご尽力いただいているものと存じますが、今回の震災に伴い、改めて企業独自の休暇としてボランティア休暇制度の整備拡充や、既にボランティア休暇のある企業においては、改めて制度の周知・活用を促すことなど、ボランティア活動への参加を希望する従業員への支援につき、特段の配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。